

農地中間管理機構を軌道に乗せるための方策について

平成 2 7 年 5 月

農林水産省

初年度の実績からみた問題点	機構を軌道に乗せるための方策
<p data-bbox="181 347 1077 496">1. 農地中間管理機構が、旧農地保有合理化法人の時代から大きく変わっておらず、地域農業のデベロッパーとしての自覚が十分でなく、またそれにふさわしい役職員等の体制になっていないところが多い。</p> <p data-bbox="165 580 1111 655">(1) 機構の役員は、県庁OBやJA関係者が多数を占めている実態にあり、旧農地保有合理化法人時代と比べて意識改革が不十分。</p> <p data-bbox="181 695 1077 970">農地中間管理機構は、法律上、「役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること」とされているが、</p> <ul data-bbox="219 815 1061 970" style="list-style-type: none"> ・ 役員構成は、全都道府県合計566人中、企業経営者36人、農業法人経営者23人等にとどまっている。 ・ 企業経営者も農業法人経営者も役員になっていない県が17県。 <p data-bbox="210 1011 1111 1126">① したがって、客が来るのを待っている「不動産屋」でなく、地域農業の将来をデザインしていく「デベロッパー」としての意識が十分でない。</p> <p data-bbox="210 1166 808 1203">② 民間のノウハウも活用されていない。</p> <p data-bbox="181 1246 1077 1326">機構・県の自己評価でも、民間ノウハウの活用が不十分としているところが、機構・県ともに5割。</p> <p data-bbox="517 1362 712 1401">次頁に続く</p>	<p data-bbox="1182 347 2063 422">1. 農地中間管理機構及び都道府県の抜本的な意識改革と役職員等の体制整備を求める。</p> <p data-bbox="1160 580 2085 655">全都道府県で、機構を軌道に乗せるべく、真剣に取り組んでもらうため、</p> <p data-bbox="1160 695 2085 770">① 初年度（平成26年度）の実績をもとに、<u>各都道府県の機構をランク付けし、公表する。</u>このランク付けは、毎年度実施する。</p> <p data-bbox="1160 810 2085 927">② 各県・機構に対し、2年目（27年度）に機構事業を確実に軌道に乗せるよう要請するとともに、<u>実績を上げた県について各般の施策について配慮する仕組みを検討する。</u></p> <p data-bbox="1160 967 2085 1086">③ 機構に対し、<u>法律に則した役員体制の再構築を行い、新体制の下で、2年目の活動方針を決定し、役員名簿（経営能力を有する者が分かるようにする）とともに公表するよう、要請する。</u></p> <p data-bbox="1160 1126 2085 1246">④ 機構に対し、質・量ともに十分な現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置を行い、<u>その体制を公表するよう、要請する。</u></p> <p data-bbox="1160 1286 2085 1401">⑤ 機構に対し、<u>担い手農業者、新規参入希望者等と定期的に（毎月又は隔月）意見交換を行い、その結果を公表するよう、要請する。</u></p>

(2) 現地で農地集積のコーディネートを行う担当者の配置が十分でない。

〔 機構・県の自己評価でも、現場のコーディネート活動を行う職員等の体制が十分としているところが、機構・県ともに3割のみ。 〕

〔 市町村に対するアンケート調査の結果、
・ 現場のコーディネート活動を行う職員等の体制が十分と回答した市町村は2割のみ。
・ 機構が現場のコーディネート活動を行う職員の活動状況を把握していると回答した市町村は3割のみ。 〕

(3) 結果として、機構が軌道に乗っているとは言えない。

〔 アンケート調査の結果、
・ 市町村のうち、機構が軌道に乗っていないと回答した市町村が8割。
・ 農業者（法人・指導農業士）のうち、機構が軌道に乗っていないと回答した農業者が8割。 〕

(4) なお、機構としての体制整備が相当進んでいる県であっても、各地域の人・農地プラン等の話合いの熟度等との関係で、数字の面での成果があがるのにある程度の時間がかかることを考慮する必要がある。

2. 人・農地プラン（市町村が作成）など、地域において、まとまった農地を機構に貸し出す方向での話し合いが進んでいないところが多い。

(1) 地域内の農業者等の話し合いが十分行われず、人・農地プランが、人・農地問題の解決のための本格的なプランになっていないところが多い。

人・農地プランには、スーパーL資金の無利子化や青年就農給付金の交付などのメリット措置があり、このためだけに人・農地プランを作成している地域もある。

アンケート調査の結果、

- 市町村のうち、
 - ・ 多くの地域で本格的な人・農地プランになっているとの回答が3割、
 - ・ 一部の地域で本格的な人・農地プランになっているとの回答が3割、
 - ・ 本格的なプランになっていないとの回答が4割。
- 市町村のうち、人・農地プランを農地流動化に活用しているとの回答は4割のみ。
- 農業者のうち、本格的な人・農地プランになりつつあるとの回答は3割のみ。

次頁に続く

2. 人・農地プランの本格化に向けた見直しなど、地域内の農業者の話し合いを着実に進め、機構がまとまった農地を借りられるよう、農地の出し手の掘り起こしを行う。

(1) 市町村・農業委員会の真剣な取組を促すため、

- ① 市町村毎の人・農地の状況（本格的な人・農地プランの作成状況、担い手への農地集積の状況、耕作放棄地解消の状況、農地中間管理機構の利用状況等）を、県が毎年度調査の上、公表する。
- ② 市町村に対し、人・農地プランの見直し等に際しては、農地所有者が耕作できなくなった場合等には機構に貸し付けることを地域で合意することを目指すよう、要請する。
- ③ 市町村に対し、担い手農業者、新規参入希望者等と、定期的に意見交換を行うよう、要請する。
- ④ 農地流動化の機運が乏しい地域については、市町村に対し、農業者に対するアンケート調査を再度行い、結果を公表するよう、要請する。

平成24年度以降これまでに行ったアンケートの結果では、多くの地域では、

- ・ 総論として、将来は担い手が不十分で耕作放棄地が増大するとしながら、
- ・ 各論では、自らの経営は現状どおりとする結果となっており、

まずは総論としての地域の将来への危機感を共有し、自らの経営についてもそれに即して考えてもらうことが必要。

(2) 機構や県が各市町村等の人・農地の状況を十分把握していない。

〔 機構・県の自己評価でも、各市町村等の人・農地の状況を十分把握していないところが、機構の6割、県の5割。 〕

〔 アンケート調査の結果では、市町村のうち、機構が市町村に丸投げとの回答が6割。 〕

(3) 農地の出し手・地域に対する補助金が、機構への貸付けの拡大には貢献しているものの、地域の話合いの促進や担い手への農地集積への貢献度が弱い。

〔 任意組織としての集落営農（これも担い手としてカウント）を法人化することで、
所有者→集落営農（任意組織）の作業委託を
所有者→機構→集落営農（法人）のリースに変更しているケースがある。 〕

⑤ 今回の農業委員会改革で創設される「農地利用最適化推進委員」を活用して、農地の出し手の掘り起こしを行う。（平成28年度から順次施行）

(2) 機構に対し、その役員・本部職員が、市町村や現地で農地集積のコーディネートを行う担当者等と定期的に（毎月）打合せを行い、農地流動化に向けて適切に進行管理するよう、要請する。

(3) 農地の出し手・地域に対する補助金については、当該県の担い手の利用面積の拡大分に応じて算出した金額（面積×上限単価）の範囲内で、各県が当該補助金の単価等を自由に調整できるようにするなどの見直しを検討する。

3. 農地の所有者が農地の貸付けに踏み切れない。

- (1) 農地所有者のリース先はあくまで農地中間管理機構であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にもならない仕組みであるが、まだ、この趣旨が十分に徹底していない。

〔 アンケート調査の結果によれば、受け手である担い手農業者には機構の周知は8割程度進んでいるが、出し手への周知は必ずしも十分でないと思われる。 〕

- (2) 自分が耕作しなくても、他人に農地を貸すことについての心理的抵抗感がある。
- (3) 転用を期待して、農地を貸すことに対して消極的になっている。

3. 農地の所有者の農地中間管理機構への農地貸付けのインセンティブを強化する。

- (1) 県知事や機構理事長が前面に立ったPRを展開するなど、農地所有者に対し、農地中間管理機構自身が借り手であり、リース料は確実に支払われ、耕作放棄地にならないように管理されることなど、機構のスキームを周知徹底する。

- (2) 固定資産税など農地に係る負担について、耕作放棄地の負担を大きくする仕組みを検討する。

- (3) 農地転用利益の地域農業への還元などについて、検討を進める。

〔 現在、農村振興局において「農地流動化の促進の観点からの転用規制のあり方に関する検討会」を行っているところであり、28年度中を目処に中間取りまとめの予定。 〕

4. 農地中間管理機構と農地整備事業との連携が十分でない

- 平成26年度の農地整備予算については、平成25年11月末までの地域要望に対し予算配分を行ったため、平成26年3月に法律が施行された農地中間管理機構を意識した配分が行われなかった。

4. 農地中間管理機構と農地整備事業との連携のための仕組みを構築する。(措置済み)

- ① 昨年10月21日付けの、経営局長・農村振興局長連名通知で、「農地整備予算については農地中間管理事業のモデル地区内の事業を優先して配分する」こととした。
今後、機構がらみの地域への配分を更に高める。

この結果、27年度には、関連公共予算（566億円（本格的な基盤整備事業である「農業競争力強化基盤整備事業」341億円、簡易な基盤整備事業である「農業基盤整備促進事業」225億円）のうち、3割が機構がらみの地域に配分される見込み。

- ② 27年度からは、農地中間管理機構のみを対象に簡易な基盤整備を行う「非公共」の「農地耕作条件改善事業」（100億円）を創設した。

5. 農地集積・集約化に向けた地域の農業者等の話し合い等のベースとなる農地情報の電子地図システムが整備されていない。

5. 農地情報の電子地図システムを構築する。(措置済み)

平成25年度補正予算により、農地情報公開システム（通称：全国農地ナビ）を構築した。

- ① 機構・市町村等に対し、色分けした電子地図を活用して各地域での話し合いを効果的に進めるよう、要請する。
- ② システムが整備されたことを全国レベルで大きくPRし、新規参入希望者を含め、関係者の関心を高める。

6. その他

(1) 優良事例を横展開する。

- ① 各県から優良事例を集めて、優良事例集を作成し、公表する。
- ② 26年度に続き、全県・全機構を集めて、優良事例についての研修会を行う。

(2) 引き続き、各県・機構に、以下を強く要請する。

- ① 機構、予算措置、地域での話し合いの3つを適切にリンクさせて成果をあげること。
- ② 機構は、地域農業の将来をデザインして実行していく「デベロッパー」としての自覚の下に、積極的に動き回ること。
- ③ 現場でコーディネートに当たる職員等の体制（質・量）を充実させること。
- ④ 具体的な推進の仕方として、以下の4つのアプローチを活用すること。
 - ア 各市町村・各地域の人・農地の状況の把握からのアプローチ
（農地流動化機運の盛り上がっている地域、耕作放棄地の多い地域、担い手が十分いない地域など）
 - イ 新規参入企業など、公募に応募した受け手のニーズへの徹底対応

ウ 農業法人等の分散農地の交換による集約化ニーズへの徹底対応

エ 基盤整備事業からのアプローチ

(3) 食料・農業・農村基本計画でも明示された担い手への各種施策の集中の方針を堅持する。